

令和元年第2回定例市議会提出議案

(予算案を除く。)

藤井寺市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1 2	平成30年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
1 3	平成30年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
1 4	平成30年度藤井寺市一般会計予算継続費精算報告書の報告について	3
1 5	平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書の報告について	5
(認 定)		
1	平成30年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	7
2	平成30年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について	8
3	平成30年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	9
4	平成30年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 0
5	平成30年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 1
6	平成30年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 2
7	平成30年度藤井寺市病院事業特別会計決算認定について	1 3
8	平成30年度藤井寺市水道事業会計決算認定について	1 4
(議 案)		
1 8	藤井寺市消防団条例の一部改正について	1 5
1 9	藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	1 8
2 0	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	2 0
2 1	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について	5 0

2 2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	5 6
2 3	藤井寺市印鑑条例の一部改正について	5 9
2 4	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について	6 1
2 5	藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例等の一部改正について	7 5
2 6	藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について	8 7
2 7	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について	9 0
2 8	藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正について	9 3
2 9	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について	9 7
3 0	藤井寺市立テニスコート条例の一部改正について	9 9
3 1	藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正について	1 0 1

このほかの提出議案

- 議案番号 3 2 令和元年度藤井寺市一般会計補正予算（第4号）について
- 3 3 令和元年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 3 4 令和元年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて
- 3 5 令和元年度藤井寺市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に
ついて

報告第12号

平成30年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成30年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.87)	— (17.87)	1.5 (25.0)	39.5 (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第13号

平成30年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備考
病院事業特別会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第3号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

報告第14号

平成30年度藤井寺市一般会計予算継続費精算報告書の報告について
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、
平成30年度藤井寺市一般会計予算継続費精算報告書を次のとおり報告する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

平成30年度藤井寺市一般会計予算継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画					実績					比較				
				年割額	左の財源内訳				支出 済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の差	左の財源内訳			
					特定財源			一般 財源		特定財源			一般 財源		特定財源			一般 財源
					国・府 支出金	地方債	その他			国・府 支出金	地方債	その他			国・府 支出金	地方債	その他	
		市立藤井寺中学校施設整備事業	平成28	円 1,800,703,000	円 325,555,000	円 1,458,300,000	円 0	円 16,848,000	円 188,030,000	円 8,965,000	円 162,600,000	円 0	円 16,465,000	円 1,612,673,000	円 316,590,000	円 1,295,700,000	円 0	円 383,000
			29	円 394,342,000	円 10,031,000	円 384,200,000	円 0	円 111,000	円 1,452,230,000	円 225,271,000	円 1,226,900,000	円 59,000	円 0	円 △ 1,057,888,000	円 △ 215,240,000	円 △ 842,700,000	円 △ 59,000	円 111,000
			30	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 417,329,000	円 10,131,000	円 384,100,000	円 23,098,000	円 0	円 △ 417,329,000	円 △ 10,131,000	円 △ 384,100,000	円 △ 23,098,000	円 0
			計	円 2,195,045,000	円 335,586,000	円 1,842,500,000	円 0	円 16,959,000	円 2,057,589,000	円 244,367,000	円 1,773,600,000	円 23,157,000	円 16,465,000	円 137,456,000	円 91,219,000	円 68,900,000	円 △ 23,157,000	円 494,000

報告第15号

平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書の報告について
地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定
により、平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり報告す
る。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

平成30年度藤井寺市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳		
					企業債	損益勘定留保資金	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額		企業債	損益勘定留保資金	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額		企業債	損益勘定留保資金	当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額
			平成	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		第六次	28	56,816,000	20,000,000	34,312,000	2,504,000	52,102,350	20,000,000	29,798,175	2,304,175	4,713,650	0	4,513,825	199,825
		配水管	29	185,286,000	140,000,000	33,928,000	11,358,000	168,001,514	140,000,000	17,715,371	10,286,143	17,284,486	0	16,212,629	1,071,857
		整備事業	30	97,301,000	60,000,000	31,191,000	6,110,000	95,476,640	60,000,000	29,484,987	5,991,653	1,824,360	0	1,706,013	118,347
		計		339,403,000	220,000,000	99,431,000	19,972,000	315,580,504	220,000,000	76,998,533	18,581,971	23,822,496	0	22,432,467	1,390,029

認定第1号

平成30年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 2 号

平成 3 0 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 3 0 年度藤井寺市駐車場特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第3号

平成30年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第4号

平成30年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第5号

平成30年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成30年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 6 号

平成 3 0 年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成
3 0 年度藤井寺市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の
意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第7号

平成30年度藤井寺市病院事業特別会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度藤井寺市病院事業特別会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第8号

平成30年度藤井寺市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度藤井寺市水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 18 号

藤井寺市消防団条例の一部改正について

藤井寺市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）により地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部が改正されることを踏まえ、成年被後見人等を消防団員の欠格条項とする規定を削除するとともに、その他所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市消防団条例の一部を改正する条例

藤井寺市消防団条例（昭和40年藤井寺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を削る。

第1条中「消防団」を「、消防団」に、「、区域並に」を「及び区域並びに」に、「服務」を「服務等」に改める。

第2条中「消防団を設置しその名称は藤井寺市消防団（以下「消防団」という。）と称し」を「藤井寺市消防団（以下「消防団」という。）を設置し、」に改める。

第2章及び第3章の章名を削る。

第4条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「その他」を「、その他」に、「次の」を「、次の」に、「もの」を「者」に改め、同条第1号ただし書中「但し」を「ただし、」に、「特に」を「、特に」に改め、同条第2号中「もの」を「者」に改める。

第5条第1項第1号を削り、同項第2号中「禁固以上の刑に処せられその執行を終るまで」を「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで」に改め、同条を同項第1号とし、同項第3号中「区外にその居住を転じたとき」を「区域外にその居住を転じたとき」に改め、同条を同項第2号とし、同条第2項第2号中「又は」を「、又は」に改める。

第6条中「予め」を「、あらかじめ」に、「以って」を「もって」に改める。

第7条ただし書中「但し」を「ただし、」に改める。

第8条中「あらたに」を「新たに」に、「もの」を「者」に改める。

第4章の章名を削る。

第9条中「消防長の命令」を「、消防長の命令」に、「その」を「、その」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 団長は、団員を総括し、指揮監督して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、団務を掌りその責に任じる。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 団長、副団長ともに事故があるときは、分団長がその職務を代行する。

4 前2項の代職は、団長があらかじめ定める順位により行う。

5 分団長及び班長は、上長の命を受け所属団員を指揮してその職を行う。

第5章の章名を削る。

第11条を次のように改める。

(規律)

第11条 団員は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し、常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に対しては専心してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守し、上長の指揮命令のもと上下一体事に当たらなければならない。
- (3) 上下同僚間は相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の贈与若しくは供応を受け、又はこれを請求してはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (6) 消防団又は団員の名義をもって、特定の政党その他の政治団体を支持し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは合議に関与してはならない。
- (7) 服務中は持ち場を離れてはならない。

第6章の章名を削る。

第12条第1項中「消防団」を「、消防団」に改め、「時は」を「ときは、」に改め、同条第2項中「団員」を「、団員」に、「出来る」を「できる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 19 号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第 27 号)の施行に伴い、本条例における引用条項の整理を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年藤井寺市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 20 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）により、一般職の会計年度任用職員が創設されることに伴い、会計年度用職員の給与及び費用弁償について規定するため、本条例を制定するものである。

藤井寺市条例第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の給与)

第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、同項第1号の規定によって採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 この条例に規定する給与は、会計年度任用職員から申出があつたとき、その全部又は一部を口座振替の方法によって支払うことができる。

3 公務について生じた費用の弁償は、給与には含まれない。

(フルタイム会計年度任用職員の給料)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は別表第1及び別表第2に規定する給料表（以下「給料表」という。）によるものとし、職種の区分に応じて適用する。

2 前項の給料表は、全てのフルタイム会計年度任用職員に適用するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の職務の等級)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3に掲げる等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の等級は、前項の規定に基づく基準に従い任命権者（法第6条に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の号給)

第5条 フルタイム会計年度任用職員となつた者の号給は、市長が規則で定める基

準に従い任命権者が決定する。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 給料は月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号。以下「給与条例」という。)第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第12条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第3項、第4項及び第4条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の調整額)

第7条 給与条例第12条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

第8条 初任給調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で任命権者が認めるものに新たに採用されたフルタイム会計年度任用職員に対して、月額414,800円を超えない範囲内の額を支給する。

2 前項の規定により初任給調整手当を支給するフルタイム会計年度任用職員の範囲、初任給調整手当の支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第9条 給与条例第15条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第10条 給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 給与条例第18条第1項、第3項本文、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下この条において「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計

年度任用職員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の休日給)

第12条 給与条例第19条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第1項中「、正規の勤務時間」とあるのは、「、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、市長が規則に定める。

(フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当)

第13条 給与条例第20条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第14条 給与条例第23条第1項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項の規定により準用する給与条例第23条第1項の勤務は、第11条の規定により準用する給与条例第18条第1項、第12条の規定により準用する給与条例第19条第1項及び前条の規定により準用する給与条例第20条の勤務には含まれないものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理)

第15条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条の規定により準用する給与条例第18条、第12条の規定により準用する給与条例第19条及び第13条の規定により準用する給与条例第20条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 給与条例第24条から第24条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員（これに準ずるものとして市長が規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を含む。）について準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当)

第17条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の

範囲、手当の額及びその支給方法は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額）

第18条 第11条の規定により準用する給与条例第18条、第12条の規定により準用する給与条例第19条及び第13条の規定により準用する給与条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の減額）

第19条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。この場合において、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てて計算するものとする。

2 前項の規定により減額すべき給与額は、市長の定めるところにより、その月の翌月以後の給与から差し引くことができる。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第20条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額（以下「報酬月額」という。）は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を

20で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を155で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

4 前3項の基準月額とは、これらに規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が38時間45分と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、第9条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の調整額）

第21条 市長は、報酬月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき認めるときは、その特殊性に基づき、報酬月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の規定による報酬の調整額は、調整前における報酬月額の100分の25を超えてはならない。

（パートタイム会計年度任用職員の初任給調整に係る報酬）

第22条 初任給調整に係る報酬は、医療職給料表(1)の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で任命権者が認めるものに新たに採用されたパートタイム会計年度任用職員に対して、月額414,800円を超えない範囲内の額を支給する。

2 前項の規定により初任給調整に係る報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員の範囲、初任給調整に係る報酬の支給額その他初任給調整に係る報酬の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬）

第23条 特殊勤務手当条例第3条から第12条までに規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第24条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下

「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を、時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号の定める割合を乗じて得

た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第25条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。給与条例第19条第1項後段の規定が適用される場合に類するものとして、市長が規則で定める場合についても同様とする。

2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされたパートタイム会計年度任用職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第26条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第31条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬）

第27条 宿日直勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その勤務1回につき4,200円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては、25,000円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては6,800円）を超えない範囲内において市長が定める額を宿日直勤務に係る報酬として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間で市長が定める日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、6,300円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては、

37,500円、規則で定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては10,200円)を超えない範囲内において市長が定める額とする。

2 前項の勤務は、前3条の勤務に含まれないものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の端数処理)

第28条 第32条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び第24条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第29条 給与条例第24条から第24条の3までの規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員(これに準ずるものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を含む。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第24条第4項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1か月当たりの平均額)」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして市長が規則で定めるパートタイム会計年度任用職員については、期末手当を支給しない。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第30条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、市長が規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員になった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月

の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第31条 第24条から第26条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第20条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから市長が定める休日の勤務時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第20条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第20条第3項の規定により計算して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第32条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(給与からの控除)

第33条 給与条例第12条の3第3号の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第34条 第2条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員に対する通勤に係る費用弁償)

第35条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第16条第1項各号に定める

通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額（その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。）、支給日及び返納については、給与条例第16条第2項及び第4項から第7項までの規定の例による。ただし、他の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して、これらの規定の例により難しいパートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、市長が規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員に対する公務のための旅行に係る費用弁償）

第36条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第23号）の例による。

（委任）

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第16条及び第29条第1項の規定により準用する給与条例第24条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の50（市長が別に定める職種にあっては、100分の130）」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の130」とあるのは「100分の90（市長が別に定める職種にあっては、100分の130）」とする。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の 等級 号給	1 等級	2 等級
	給料月額	給料月額
1	1 4 4, 1 0 0	1 9 4, 0 0 0
2	1 4 5, 2 0 0	1 9 5, 8 0 0
3	1 4 6, 4 0 0	1 9 7, 6 0 0
4	1 4 7, 5 0 0	1 9 9, 4 0 0
5	1 4 8, 6 0 0	2 0 0, 9 0 0
6	1 4 9, 7 0 0	2 0 2, 7 0 0
7	1 5 0, 8 0 0	2 0 4, 5 0 0
8	1 5 1, 9 0 0	2 0 6, 3 0 0
9	1 5 3, 0 0 0	2 0 7, 9 0 0
10	1 5 4, 4 0 0	2 0 9, 7 0 0
11	1 5 5, 7 0 0	2 1 1, 5 0 0
12	1 5 7, 0 0 0	2 1 3, 3 0 0
13	1 5 8, 3 0 0	2 1 4, 7 0 0
14	1 5 9, 8 0 0	2 1 6, 5 0 0
15	1 6 1, 3 0 0	2 1 8, 2 0 0
16	1 6 2, 9 0 0	2 2 0, 0 0 0
17	1 6 4, 2 0 0	2 2 1, 7 0 0
18	1 6 5, 7 0 0	2 2 3, 4 0 0
19	1 6 7, 2 0 0	2 2 5, 0 0 0
20	1 6 8, 7 0 0	2 2 6, 6 0 0
21	1 7 0, 1 0 0	2 2 8, 0 0 0
22	1 7 2, 8 0 0	2 2 9, 7 0 0
23	1 7 5, 4 0 0	2 3 1, 3 0 0
24	1 7 8, 0 0 0	2 3 2, 9 0 0

25	180,700	234,000
26	182,400	235,500
27	184,000	236,900
28	185,700	238,200
29	187,200	239,500
30	188,900	240,700
31	190,700	241,700
32	192,400	242,900
33	194,000	244,200
34	195,400	245,300
35	196,900	246,500
36	198,400	247,800
37	199,700	248,700
38	201,000	250,100
39	202,200	251,500
40	203,500	252,900
41	204,800	254,300
42	206,100	255,700
43	207,400	257,100
44	208,700	258,400
45	209,800	259,600
46	211,100	260,900
47	212,400	262,300
48	213,700	263,600
49	214,800	264,700
50	215,900	265,800
51	216,900	267,100
52	218,000	268,400
53	219,100	269,400
54	220,100	270,500
55	221,000	271,800
56	222,000	273,100

57	2 2 2, 4 0 0	2 7 4, 0 0 0
58	2 2 3, 3 0 0	2 7 5, 0 0 0
59	2 2 4, 1 0 0	2 7 5, 9 0 0
60	2 2 4, 9 0 0	2 7 7, 0 0 0
61	2 2 5, 6 0 0	2 7 8, 1 0 0
62	2 2 6, 6 0 0	2 7 9, 1 0 0
63	2 2 7, 4 0 0	2 8 0, 0 0 0
64	2 2 8, 3 0 0	2 8 1, 0 0 0
65	2 2 9, 0 0 0	2 8 1, 5 0 0
66	2 2 9, 8 0 0	2 8 2, 4 0 0
67	2 3 0, 7 0 0	2 8 3, 1 0 0
68	2 3 1, 7 0 0	2 8 4, 0 0 0
69	2 3 2, 4 0 0	2 8 5, 0 0 0
70	2 3 3, 1 0 0	2 8 5, 8 0 0
71	2 3 3, 7 0 0	2 8 6, 6 0 0
72	2 3 4, 5 0 0	2 8 7, 4 0 0
73	2 3 5, 3 0 0	2 8 8, 2 0 0
74	2 3 6, 0 0 0	2 8 8, 7 0 0
75	2 3 6, 7 0 0	2 8 9, 1 0 0
76	2 3 7, 3 0 0	2 8 9, 6 0 0
77	2 3 8, 0 0 0	2 8 9, 8 0 0
78	2 3 8, 8 0 0	2 9 0, 1 0 0
79	2 3 9, 6 0 0	2 9 0, 3 0 0
80	2 4 0, 3 0 0	2 9 0, 7 0 0
81	2 4 0, 8 0 0	2 9 0, 9 0 0
82	2 4 1, 5 0 0	2 9 1, 1 0 0
83	2 4 2, 2 0 0	2 9 1, 5 0 0
84	2 4 2, 9 0 0	2 9 1, 8 0 0
85	2 4 3, 5 0 0	2 9 2, 1 0 0
86	2 4 4, 2 0 0	2 9 2, 4 0 0
87	2 4 4, 9 0 0	2 9 2, 7 0 0
88	2 4 5, 6 0 0	2 9 3, 1 0 0

89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200
96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700

1 2 1		3 0 3, 1 0 0
1 2 2		3 0 3, 3 0 0
1 2 3		3 0 3, 6 0 0
1 2 4		3 0 3, 9 0 0
1 2 5		3 0 4, 2 0 0

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務の 等級 号給	1 等級
	給料月額
1	2 4 7, 9 0 0
2	2 5 0, 4 0 0
3	2 5 2, 9 0 0
4	2 5 5, 4 0 0
5	2 5 7, 6 0 0
6	2 6 1, 4 0 0
7	2 6 5, 2 0 0
8	2 6 9, 0 0 0
9	2 7 2, 6 0 0
1 0	2 7 6, 6 0 0
1 1	2 8 0, 6 0 0
1 2	2 8 4, 6 0 0
1 3	2 8 8, 4 0 0
1 4	2 9 2, 4 0 0
1 5	2 9 6, 3 0 0
1 6	3 0 0, 2 0 0
1 7	3 0 3, 9 0 0

18	307,500
19	311,000
20	314,600
21	318,200
22	321,900
23	325,400
24	328,900
25	332,400
26	335,200
27	337,800
28	340,400
29	344,700
30	348,000
31	351,100
32	354,200
33	357,000
34	359,900
35	363,000
36	366,200
37	369,100
38	372,700
39	375,900
40	379,600
41	383,200
42	385,900
43	388,700
44	391,400
45	394,200
46	396,800
47	399,400
48	401,800
49	403,800

50	406, 100
51	408, 300
52	410, 600
53	412, 900
54	415, 000
55	417, 000
56	419, 100
57	421, 000
58	422, 800
59	424, 600
60	426, 600
61	428, 500
62	430, 500
63	432, 400
64	434, 400
65	436, 200
66	438, 000
67	439, 700
68	441, 500
69	443, 300
70	445, 100
71	446, 900
72	448, 600
73	450, 400
74	452, 100
75	453, 900
76	455, 700
77	457, 600
78	458, 800
79	460, 000
80	461, 200
81	462, 400

82	463,400
83	464,400
84	465,400
85	466,200
86	466,900
87	467,600
88	468,300
89	469,000
90	469,700
91	470,400
92	471,000
93	471,300
94	472,000
95	472,700
96	473,400
97	473,800
98	474,400
99	475,100
100	475,800
101	476,200
102	476,800
103	477,400
104	477,900
105	478,500
106	479,000
107	479,500
108	480,000
109	480,400
110	481,000
111	481,400
112	481,900
113	482,400

114	483,000
115	483,600
116	484,000
117	484,500
118	485,100
119	485,700
120	486,300
121	486,800

備考 この表は、医師の業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職務の 等級 号給	1 等級
	給料月額
1	154,400
2	156,200
3	157,900
4	159,600
5	161,300
6	163,000
7	164,700
8	166,500
9	168,000
10	169,900
11	171,900
12	173,800
13	175,700
14	177,600
15	179,400
16	181,300

17	186,900
18	188,500
19	190,100
20	191,700
21	193,200
22	194,700
23	196,300
24	197,800
25	199,400
26	201,100
27	202,700
28	204,400
29	205,800
30	207,400
31	209,000
32	210,600
33	212,000
34	213,600
35	215,300
36	217,000
37	218,300
38	219,800
39	221,200
40	222,700
41	224,100
42	225,500
43	226,800
44	228,100
45	229,400
46	230,800
47	232,300
48	233,700

49	234,800
50	236,100
51	237,100
52	238,400
53	239,800
54	241,100
55	242,200
56	243,500
57	244,800
58	245,900
59	247,100
60	248,200
61	249,300
62	250,700
63	252,200
64	253,500
65	255,100
66	256,500
67	257,900
68	259,200
69	260,300
70	261,700
71	263,100
72	264,400
73	265,200
74	266,500
75	267,800
76	269,100
77	270,000
78	271,200
79	272,500
80	273,800

81	274,600
82	275,700
83	276,600
84	277,700
85	278,700
86	279,700
87	280,800
88	281,900
89	282,500
90	283,200
91	283,700
92	284,500
93	285,300
94	285,900
95	286,500
96	287,100
97	287,800
98	288,300
99	288,700
100	289,100
101	289,300
102	289,500
103	289,700
104	289,900
105	290,300
106	290,500
107	290,700
108	290,900
109	291,300
110	291,500
111	291,700
112	292,000

113	292,400
114	292,700
115	292,900
116	293,200
117	293,500
118	293,700
119	293,900
120	294,200
121	294,500

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職務の 等級 号給	1 等級
	給料月額
1	163,000
2	164,400
3	165,900
4	167,300
5	168,800
6	170,300
7	171,800
8	173,300
9	174,600
10	176,300
11	177,900
12	179,400
13	180,900
14	182,900

15	184,900
16	186,900
17	190,500
18	192,600
19	194,700
20	196,700
21	198,800
22	201,100
23	203,400
24	205,700
25	208,100
26	209,500
27	210,900
28	212,100
29	213,500
30	214,900
31	216,400
32	217,600
33	219,000
34	220,500
35	222,000
36	223,500
37	224,700
38	226,400
39	228,100
40	229,800
41	231,100
42	232,800
43	234,500
44	236,200
45	237,800
46	239,200

47	240, 500
48	241, 600
49	242, 800
50	243, 900
51	244, 800
52	245, 900
53	246, 800
54	247, 900
55	248, 800
56	249, 900
57	250, 400
58	251, 300
59	252, 200
60	253, 100
61	253, 900
62	254, 900
63	255, 800
64	256, 800
65	257, 800
66	258, 900
67	260, 100
68	261, 300
69	262, 400
70	263, 900
71	265, 300
72	266, 700
73	268, 200
74	269, 800
75	271, 300
76	272, 800
77	274, 200
78	275, 700

79	277,200
80	278,500
81	279,900
82	281,400
83	282,900
84	284,400
85	285,500
86	287,000
87	288,500
88	289,900
89	290,900
90	292,300
91	293,500
92	294,800
93	296,200
94	297,500
95	298,700
96	300,000
97	300,500
98	301,700
99	302,800
100	304,000
101	305,100
102	306,300
103	307,500
104	308,600
105	309,900
106	311,100
107	312,300
108	313,500
109	314,300
110	315,000

1 1 1	3 1 5, 7 0 0
1 1 2	3 1 6, 3 0 0
1 1 3	3 1 7, 0 0 0
1 1 4	3 1 7, 3 0 0
1 1 5	3 1 7, 9 0 0
1 1 6	3 1 8, 6 0 0
1 1 7	3 1 9, 0 0 0
1 1 8	3 1 9, 6 0 0
1 1 9	3 2 0, 2 0 0
1 2 0	3 2 0, 8 0 0
1 2 1	3 2 1, 2 0 0
1 2 2	3 2 1, 7 0 0
1 2 3	3 2 2, 2 0 0
1 2 4	3 2 2, 7 0 0
1 2 5	3 2 3, 1 0 0
1 2 6	3 2 3, 5 0 0
1 2 7	3 2 3, 8 0 0
1 2 8	3 2 4, 1 0 0
1 2 9	3 2 4, 5 0 0
1 3 0	3 2 4, 9 0 0
1 3 1	3 2 5, 3 0 0
1 3 2	3 2 5, 6 0 0
1 3 3	3 2 5, 8 0 0
1 3 4	3 2 6, 1 0 0
1 3 5	3 2 6, 5 0 0
1 3 6	3 2 6, 7 0 0
1 3 7	3 2 6, 9 0 0
1 3 8	3 2 7, 2 0 0
1 3 9	3 2 7, 5 0 0
1 4 0	3 2 7, 8 0 0
1 4 1	3 2 8, 0 0 0
1 4 2	3 2 8, 3 0 0

143	328,700
144	328,900
145	329,100
146	329,300
147	329,700
148	329,900
149	330,200
150	330,600
151	331,000
152	331,400
153	331,700

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他これらに準ずる業務に従事する会計年度任用職員で市長が規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

等級別基準職務表

(1) 行政職給料表 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2等級	相当の知識又は経験を必要とする職務

(2) 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	医師の職務

(3) 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	薬剤師の職務 診療放射線技師の職務 臨床検査技師の職務 理学療法士の職務 歯科衛生士の職務 管理栄養士の職務

	栄養士の職務
--	--------

(4) 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1 等級	保健士の職務 看護師の職務 准看護師の職務

議案第 21 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
により、一般職の会計年度任用職員が創設されることに伴い、関係条例について整
備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表第2」を削り、同条第2項を削る。

第3条第3項ただし書を削る。

第4条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第4項を削る。

別表第1消防団団員の項の次に次のように加える。

社会福祉法人及び社会福祉施設会計監査専門指導員	日額	19,000円
-------------------------	----	---------

別表第1幼稚園医(内科)の項報酬額の欄、同表幼稚園医(歯科)の項報酬額の欄及び同表幼稚園薬剤師の項報酬額の欄中「(藤井寺南幼稚園野中分園は藤井寺南幼稚園に含めるものとする。)」を削り、同表幼稚園長の項を削る。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第15条の2第1項中「この条例の適用を受ける職員(第28条に規定する職員を除く。)に」を「職員に対して」に改める。

第17条第1項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

第18条の見出しを「(時間外勤務手当)」に改め、同条第1項、第3項及び第4項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改め、同条第5項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に、「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第23条の2の見出し及び第26条中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第28条を次のように改める。

(会計年度任用職員の給与)

第28条 会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第6条の5第2項中「合計額」の次に「とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額」を加える。

第7条の2及び第7条の3を次のように改める。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間

に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上3月以下の期間給料の10分の1以下を減ずるものとする。」を「1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例(令和元年藤井寺市条例第 号)第20条に規定する報酬額とする。)の10分の1以下を減ずるものとする。」に改める。

第4条第1項中「3月」を「6月」に改める。

(職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する手續及び効果に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「定めることを目的とする」を「定めるものとする」に改める。

第2条第2項中「、若しくは」を「若しくは」に改める。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第4条第2項中「給与条例に別段の定をしない限り」を「条例に別段の定めのない限り」に改める。

第5条の見出しを「(委任)」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第

19号)の一部を次のように改正する。

第7条の3の見出しを「(時間外勤務代休時間)」に改め、同条第1項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に、「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改め、同条第2項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

第9条の2第1項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

第14条を次のように改める。

(非常勤職員の勤務時間、休日、休暇等)

第14条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤井寺市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「第21号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条第2項中「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、「育児休業をしている職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第6条中「育児休業をした職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加え、「一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

第8条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法」に改める。

第10条中「一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第8条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成10年藤井寺市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条」の次に「及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年藤井寺市条例第 号)第17条」を加える。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 藤井寺市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤井寺市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第7条の2の規定は、この条例の施行の日以後の勤務した期間に係る在職期間について適用する。

議案第 22 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）による地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正が行われ、職員の欠格条項から成年被後見人等が削除されることとなったため、関係条例中の同法引用部分を整理するほか、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第24条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第25条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第29条第6項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 職員の旅費に関する条例(昭和34年藤井寺市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改め、「場合には」を「ときは」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年藤井寺市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「占める職員」を「占めるもの」に改める。

第6条の2中「この条例の適用を受ける職員(第19条に規定する職員を除く。)」に「職員に対して」に改める。

第12条第2項中「第11条」を「前条」に改める。

第13条第1項中「、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第3項中「おいて」を「おいては」に改める。

第14条第1項中「、若しくは、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第15条第2項第2号中「規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）をした」を「規定により失職した」に改める。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第8条の見出しを「（時間外勤務手当）」に改め、同条中「超過勤務手当」を「時間外勤務手当」に改める。

第13条第2項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

第14条第1項中「超勤代休時間」を「時間外勤務代休時間」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 23 号

藤井寺市印鑑条例の一部改正について

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 152 号）の施行に伴い、印鑑登録にも旧氏が用いられるようになることから、所要の規定を整備するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市印鑑条例の一部を改正する条例

藤井寺市印鑑条例（平成6年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「昭和42年法律第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第1項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同条第2項中「磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に登録しておくことができる物を含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第9条第2号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

第11条第1項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第 24 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正について

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、市民総合会館の使用料を改定するほか、新たに大ホールの客席半面利用に関する基本料金設定を行うため、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民総合会館条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第12条関係）

基本料金表

本館（大ホール・小ホール）

使用時間区分		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日
種別		午前9時 から正 午まで	午後1時 から午 後5時ま で	午後6時 から午 後10時 まで	午前9時 から午 後5時ま で	午後1時 から午 後10時 まで	午前9時 から午 後10時 まで
大ホー ル（全 面）	平日	円 28,160	円 47,520	円 52,800	円 68,860	円 91,280	円 117,920
	土、日、 休	35,200	56,320	63,360	82,360	107,700	140,800
大ホー ル（客 席半 面）	平日	19,820	33,460	37,160	48,480	64,270	83,020
	土、日、 休	24,780	39,650	44,600	57,980	75,830	99,140
小ホー ル	平日	7,230	11,440	13,200	15,310	20,190	26,400
	土、日、 休	8,580	12,660	15,840	18,050	24,220	31,680

本館（大ホール・小ホールを除く。）

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
小会議室 A	円 1,700	円 2,280	円 3,040	円 6,320
小会議室 B	1,700	2,280	3,040	6,320
小会議室 C	1,700	2,280	3,040	6,320
小会議室 D	1,700	2,280	3,040	6,320
小会議室 E	1,700	2,280	3,040	6,320
中会議室 A	2,660	3,610	4,370	8,670
中会議室 B	2,660	3,610	4,370	8,670
多目的室	2,660	3,610	4,370	8,670
和室 A	1,700	2,280	3,040	6,320
和室 B	1,700	2,280	3,040	6,320
和室全室 (和室 A と和室 B を同時使用したとき)	3,060	4,100	5,470	11,380
絵画教室	2,660	3,610	4,370	8,670
音楽教室	2,660	3,610	4,370	8,670
料理教室	4,000	4,590	5,310	12,390

茶室	1,700	2,280	3,040	6,320
市民ギャラリー	5,310	7,960	10,620	22,060

別館（中ホール）

使用時間区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
平日	円 13,720	円 22,000	円 28,500	円 31,070	円 43,930	円 56,320
土、日、休	14,960	23,920	29,740	33,820	46,690	59,840

別館（中ホールを除く。）

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
会議室301	円 1,510	円 1,900	円 2,370	円 4,590
会議室302	1,010	1,510	1,700	3,230
会議室303	1,010	1,510	1,700	3,230
会議室304	1,010	1,510	1,700	3,230
会議室305	4,370	5,650	7,080	13,070

会議室 307	2,280	3,040	3,940	7,240
会議室 308	2,280	3,040	3,940	7,240

分館

使用時間区分	午前	午後	夜間	全日
種別	午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
	円	円	円	円
中会議室	2,090	3,230	4,000	8,140
会議室 1	1,510	1,700	2,090	4,190
会議室 2	1,420	1,510	1,700	3,420
会議室 3	1,220	1,420	1,510	3,230
和室	1,220	1,420	1,510	3,230
談話室 1	730	810	1,010	1,900
談話室 2	730	810	1,010	1,900
大会議室 (中会議室 と会議室 1 を同時使用 したとき)	3,230	4,190	4,950	9,730

備考

- 「土、日、休」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）その他の法律に規定する休日をいう。
- 使用者が市外居住者（法人又は事業所にあつては、その所在地）であるときは、当該使用時間区分に係る基本料金の 3 割相当額を加算する。
- 大ホール（全面）又は大ホール（客席半面）において、準備で舞台のみを

使用するとき、当該使用時間区分に係る大ホール（全面）基本料金の3割相当額を徴収する。

4 大ホール（全面）又は大ホール（客席半面）において、準備、練習又はリハーサルで舞台及び客席のみを使用するとき、当該使用時間区分に係る大ホール（全面）基本料金の7割相当額を徴収する。

5 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、その最高額が1,500円以上の場合は当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。

6 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって使用するとき、当該使用時間区分に係る基本料金の3割相当額を加算して徴収する。

7 使用許可時間の延長（使用時間区分の開始時刻の繰上げ又は終了時刻の繰下げをいう。別表第2において同じ。）は、管理上支障がないときに限り、1時間以内において許可する。この場合において、30分以上1時間以内の当該延長に係る使用料は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める使用時間区分に係る基本料金（加算額があるときは、その額を加えた額）の3割相当額を加算する。

(1) 正午の終了時刻を繰り下げる場合 午前の使用時間区分

(2) 午後1時の開始時刻を繰り上げる場合又は午後5時の終了時刻を繰り下げる場合 午後の使用時間区分

(3) 午後6時の開始時刻を繰り上げる場合 夜間の使用時間区分

8 大ホール、中ホール、小ホール及び市民ギャラリーにおいて、開館までの間に材料の搬入、仕込み等を行うときは、1時間前までとし、2,090円を徴収する。

9 舞台、照明、音響等に関し、技術者等の必要な人員に係る人件費については、1人分のみ基本料金に含む（その他必要な人員に係る人件費については、別途実費支払を要する）。

10 使用料を算定するに当たり、基本料金に備考2から備考7までに定める割合を乗じて得た額に10円未満の端数があるときは、その都度これを切り捨てる。

別表第2（第12条関係）

附属設備使用料金表

大ホール照明		
名称	単位	使用料
		円
フットライト	1列	620
花道フットライト	1列	200
プロセニウムボーダーライト	1列	940
ボーダーライト	1列	940
サスペンションライト	1列	2,090
トーメンタルタワースポットライト	4台	830
アッパーホリゾンライト	1列	2,090
ロアーホリゾンライト	1列	1,570
シーリングスポットライト	12台	2,090
第1フロントサイドスポットライト	6台	1,250
第2フロントサイドスポットライト	8台	1,570
クセノンピンスポットライト	1台	4,190
照明用スタンド	1台	100
エフェクトマシン	1台	1,250
オーロラマシン	1台	730
ミラーボール	1台	730

スポットライト (1 KW)	1 台	3 1 0
スポットライト (0. 5 KW)	1 台	2 0 0

中ホール照明		
名称	単位	使用料
		円
フットライト	1 列	6 2 0
ボーダーライト	1 列	9 4 0
サスペンションライト	1 列	1, 5 7 0
アッパーホリゾンライト	1 列	1, 0 4 0
ロアーホリゾンライト	1 列	8 3 0
シーリングスポットライト	9 台	1, 3 6 0
フロントサイドスポットライト	4 台	9 4 0
スポットライト (1 KW)	1 台	3 1 0
ミラーボール	1 台	5 2 0
ピンスポットライト	1 台	1, 0 4 0
客席用スポットライト	1 式	1, 0 4 0

小ホール照明		
名称	単位	使用料
		円
ボーダーライト	1 列	1, 0 4 0

アッパーホリゾントライト	1列	1,040
ローアホリゾントライト	1列	830
シーリングスポットライト	6台	1,250
フロントサイドスポットライト	4台	620

大ホール舞台設備		
名称	単位	使用料
		円
音響反射板	1式	5,230
指揮者台	1台	200
楽団用譜面台	1本	100
所作台	1式	5,230
平台	1枚	100
平台	1セット (10枚)	940
花台	1台	200
松羽目	1式	1,570
金屏風	1双	1,570
銀屏風	1双	1,570
緋毛せん	1枚	100
めくり台	1台	100

中ホール舞台設備		
名称	単位	使用料
		円
花台	1台	200
めくり台	1台	100
金屏風	1双	1,570

小ホール舞台設備		
名称	単位	使用料
		円
花台	1台	200
めくり台	1台	100
スクリーン	1式	310

楽器			
名称	単位	使用料	付記
		円	
コンサートピアノ	1台	4,190	大ホール
コンサートピアノ	1台	2,610	中ホール
コンサートピアノ	1台	2,090	小ホール
アップライトピアノ	1台	730	音楽教室
コンサートピアノ	1台	2,090	音楽教室

大ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記
拡声装置 1	1 式	円 4, 190	アンプ、調整卓、プロセニアムスピーカー、モニター、ステージスピーカー、ダイナミックマイク 2 本
拡声装置 2	1 式	2, 090	モニター用としてのみ使用時（運営系）
ワイヤレスマイク	1 本	1, 040	マイクスタンド付
コンデンサーマイク	1 本	830	マイクスタンド付
ダイナミックマイク	1 本	620	マイクスタンド付
マイクスタンド	1 本	100	
カセットデッキ	1 台	1, 040	
ダイレクトボックス	1 台	520	
CDプレーヤー	1 台	1, 040	
MDプレーヤー	1 台	1, 040	
ステージスピーカー	1 対	2, 090	
はねかえりスピーカー	1 台	1, 570	
デジタルリバーブ	1 台	1, 040	

中ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記
拡声装置	1式	円 3,140	ダイナミックマイク 1本付
ワイヤレスマイク	1本	1,040	
コンデンサーマイク	1本	830	
ダイナミックマイク	1本	620	
カセットデッキ	1台	1,040	
CDプレーヤー	1台	1,040	
MDプレーヤー	1台	1,040	
ダイレクトボックス	1台	520	

小ホール音響設備			
名称	単位	使用料	付記
拡声装置	1式	円 2,610	ダイナミックマイク 1本付
ワイヤレスマイク	1本	1,040	
ダイナミックマイク	1本	620	
カセットデッキ	1台	1,040	
CDプレーヤー	1台	1,040	
MDプレーヤー	1台	1,040	

ダイレクトボックス	1台	520	
デジタルリバーブ	1台	1,040	

その他			
名称	単位	使用料	付記
茶器	1式	円 1,570	
展示パネル	1枚	150	
拡声装置	1式	730	
持込み機材電源使用料（1KW）	1区分	310	大・中・小ホール
プロジェクター	1式	3,140	スクリーン付
ロッカー（大）	1個	520	1月につき
ロッカー（小）	1個	410	1月につき
ロッカー（大）	1個	70	1日につき
ロッカー（小）	1個	50	1日につき

備考

- この使用料は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金の額とし、午前・午後又は午後・夜間のそれぞれの区分による使用にあつては上記使用料金に2を乗じた額、全日の区分による使用にあつては上記使用料金に3を乗じた額とする。ただし、ロッカーの使用についてはこの限りでない。
- 附属設備の使用許可時間の延長は、別表第1備考7の規定により施設の使用許可時間の延長の許可をした場合に、その施設と同時に使用しようとする附属設備について許可する。この場合の超過使用料金は、上記使用料金の3

割相当額とする。

3 使用料を算定した額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る使用料の額について適用し、施行日前の申請に係る使用料の額については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の使用に係る使用料の額について適用し、施行日前の使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議案第 25 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部改正について

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）により、幼児教育、保育の無償化の観点から新たな給付制度を創設する等の措置が講ぜられることに伴い、関係条例の整備を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例

(藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年藤井寺市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「前2項の」を「前2項に規定する場合においては、」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市長が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市長が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供す

る場合にあつては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項（各号列記以外の部分に限る。）中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の(7)又は(8)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(8)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(8) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(8)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円）

イ 次の(7)又は(8)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(7)又は(8)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(8) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第15条第1項第1号中「教育及び保育」を「教育・保育」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

も等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(8)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「この条」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」と改める。

も（特別利用教育を受ける者を含む。））」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を、「B型をいう。」の次に「第42条第3項第1号において同じ。」を加え、「その利用定員の数を」を削り、「C型をいう。」の次に「附則第4項において同じ。」を加える。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「前項の特定地域型保育事業者は、」を「前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「以下この項から第5項まで」に、「かつ、」を「及び」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう。」の次に「以下この条において同じ。」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「教育及び保育」を「教育・保育」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上の者に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行

う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設

(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する市長が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する市長が定める額とする。）」を「掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条前段中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域

型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条中「特定保育・教育」を「特定教育・保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」を「第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）」に改め、「適用する。」の次に「この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子どもを含む。) 」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第2項から第4項まで」とする。」を加える。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、「適用する。」の次に「この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。」を加える。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満

保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に改め、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは」を削り、「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に改める。

附則第4項の前の見出し並びに同項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

（藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正）

第2条 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

本則中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

（藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第3条 藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤井寺市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項を削る。

別表第2の20の項中「の支給」を「若しくは子育てのための施設等利用給付の支給」に改め、同表の24の項を削る。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第3条中藤井寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の5の項及び別表第2の24の項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 26 号

藤井寺市水道事業給水条例の一部改正について

藤井寺市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）の公布に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新制の導入及び手数料等の規定を加えるほか、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市水道事業給水条例の一部を改正する条例

藤井寺市水道事業給水条例（昭和35年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「指定をした者」の次に「又は同法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けた者」を加える。

第19条第1項第1号及び第2号中「とき。」を「場合」に改め、同項第3号中「以外」の次に「の場所」を加え、「とき。」を「場合」に改める。

第28条第1項中「給水工事の設計審査、工事検査及び指定給水装置工事事業者の指定若しくは証書の交付」を「給水工事の設計審査及び工事検査並びに指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新並びに証書の再交付」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 指定給水装置工事事業者指定手数料

(4) 指定給水装置工事事業者指定更新手数料

第28条第1項に次の1号を加える。

(5) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料

別表第1中「します」を「する」に改める。

別表第2中

「

3 指定手数料	第7条第1項の指定をするとき1件につき	10,000円
4 指定証交付手数料	第7条第1項の指定をしたことを証するとき1件につき	2,000円

」

を

「

<p>3 指定給水 装置工事事 業者指定手 数料</p>	<p>第7条第1項の指定をするとき1件につ き</p>	<p>10,000円</p>
<p>4 指定給水 装置工事事 業者指定更 新手数料</p>	<p>第7条第1項の指定の更新をするとき1 件につき</p>	<p>10,000円</p>
<p>5 指定給水 装置工事事 業者指定証 再交付手数 料</p>	<p>第7条第1項の指定又は指定の更新に関 し指定証を再交付するとき1件につき</p>	<p>2,000円</p>

」

に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第 27 号

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正について

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、生涯学習センターの使用料を改定するために、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例

藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

基本使用料

時間区分		午前	午後	夜間	全日
種別		午前9時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時30分から午後9時30分まで
視聴覚室	市民等	円 4,000	円 7,080	円 7,780	円 15,350
	その他の者	6,000	10,620	11,670	23,030
クラフト室	市民等	2,660	4,370	4,420	9,910
	その他の者	3,990	6,560	6,630	14,860
アトリエ	市民等	2,280	3,610	4,000	8,310
	その他の者	3,420	5,410	6,000	12,470
音楽	市民等	1,900	3,230	3,420	7,080

教室	その他の者	2,860	4,850	5,130	10,620
研修室	市民等	2,860	4,240	4,770	10,260
	その他の者	4,280	6,350	7,160	15,400
屋内多目的広場	市民等	1,570	2,510	2,200	5,650
	その他の者	2,350	3,770	3,300	8,480

備考 「市民等」とは、グループの構成員の半数以上が本市に居住、在学又は在勤するものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議案第 28 号

藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正について

藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、市民総合体育館の使用料を改定するために、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民総合体育館条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民総合体育館条例（昭和51年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中1団体使用料の部を次のように改める。

1 団体使用料

種別	時間区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～9時	
競技場	全面	4,900 円	7,350 円	12,250 円	22,620 円
	半面	2,450 円	3,670 円	6,120 円	11,310 円
柔道場		1,130 円	1,580 円	2,540 円	4,900 円
剣道場		1,130 円	1,580 円	2,540 円	4,900 円
多目的室1		1,130 円	1,580 円	2,540 円	4,900 円
多目的室2		1,130 円	1,580 円	2,030 円	4,900 円
会議室1		1,760 円	2,640 円	4,400 円	8,170 円
会議室2		750 円	940 円	1,570 円	2,930 円
会議室3		560 円	840 円	1,170 円	2,200 円

会議室 4	1, 7 6 0 円	2, 6 4 0 円	4, 4 0 0 円	8, 1 7 0 円
会議室 5	9 4 0 円	1, 4 1 0 円	2, 2 0 0 円	4, 4 0 0 円

備考

- 1 「全日」とは、午前9時から午後9時までをいう。
- 2 使用者の住所（団体又は法人にあってはその事務所）が本市外であるときは、基本料金の10割相当額を加算して徴収する。
- 3 「競技場半面」とは、競技場の床面の2分の1以下をいう。
- 4 使用人員は、10人以上とする。
- 5 使用許可時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、1時間につき当該使用区分に係る基本料金（加算額があるときは、その額を加えた額）の4割を徴収する（この場合においては、20分以上を1時間とみなして徴収する。）。
- 6 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

同表中2（1）個人使用料（卓球場を除く。）の部中

「

一般（高校生以上）	2 0 0 円	2 0 0 円	2 5 0 円
-----------	---------	---------	---------

」

を

「

一般（高校生以上）	2 0 0 円	2 0 0 円	2 6 0 円
-----------	---------	---------	---------

」

に改める。

同表中3附属設備等使用料の部を次のように改める。

3 附属設備等使用料

種類	単位	使用料金
放送設備（マイクロホン1本付き）	1式 1回	2, 0 9 0 円

長机	1脚 1回	50円
補助椅子	1脚 1回	20円

備考

- 1 使用料金の算定において、午前、午後、夜間の使用区分をもって、それぞれ1回として計算するものとする。
- 2 ワイヤレスマイクロホンを1本追加使用するごとに、520円を徴収するものとする。
- 3 使用料を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議案第 29 号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正について

藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、市民運動広場の使用料を改定するために、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民運動広場条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

施設使用料

施設の名称	使用料の額
藤井寺市立青少年運動広場 (Aグラウンド・Bグラウンド)	2時間当たり 930円
藤井寺市立スポーツセンター（片面）	2時間当たり 930円
藤井寺市立津堂市民野球場	2時間当たり 710円
藤井寺市立川北市民スポーツ広場	2時間当たり 1,260円

別表第3（第6条関係）

夜間照明設備使用料

照明の区分	使用料の額
片面の全点灯	1時間当たり 3,980円
片面の2分の1点灯	1時間当たり 2,610円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議案第30号

藤井寺市立テニスコート条例の一部改正について

藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、テニスコートの使用料を改定するために、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立テニスコート条例の一部を改正する条例

藤井寺市立テニスコート条例（昭和56年藤井寺市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「1,620円」を「1,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前になされた申請に係る使用料の額については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

藤井寺市立市民水泳プール条例の一部改正について

藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

本市の体育館施設及び近隣市との均衡を図り、料金区分の見直しによって、利用者の増加につなげるため、本条例の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立市民水泳プール条例の一部を改正する条例

藤井寺市立市民水泳プール条例（昭和51年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

個人	大人	1人2時間まで300円
	小人 (小学生以下)	1人2時間まで200円

」

を

「

個人	大人 (高校生以上)	1人2時間まで300円
	中学生	1人2時間まで200円
	小学生	1人2時間まで100円
	未就学児	無料

」

に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。